

鶴岡市体育施設料金 一覧（抜粋）令和元年10月1日施行

※ アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の一般的な専用使用料金です。照明以外の設備使用料（冷暖房、放送など）及び会議室など諸室の使用料は別に定めがあります。

※ 使用目的（営利目的、スポーツ以外の利用など）により割増料金をいただく場合があります。

※ 使用者の区分、使用目的により使用料を減免される場合があります。

5-1

施設名		単位時間	区分	料金(円)
小真木原総合体育館	アリーナ	1時間	高校生等以下	710 730
			その他	2,150 2,190
			照明設備	2,360 2,400
	第1・第2 多目的ホール	1時間	高校生等以下	280 290
			その他	860 870
			照明設備	220
朝暘武道館	大武道場	1時間	高校生等以下	520 530
			その他	1,560 1,590
			照明設備	1,120 1,140
	柔道場 剣道場	1時間	高校生等以下	370 380
			その他	1,120 1,140
			照明設備	510 520
	弓道場	1時間	高校生等以下	620 630
			その他	1,870 1,900
			照明設備	510 520
	鶴岡市グラウンド・ゴルフ場	1コース 1時間	高校生以下	510 520
			その他	1,020 1,040

施設名		単位時間	区分	料金(円)
宝田体育館		1時間	高校生等以下	340 350
			その他	1,020 1,040
			照明設備	860 870
小真木原陸上競技場	グラウンド	1時間	高校生等以下	650 670
			その他	1,310 1,340
小真木原野球場	グラウンド	1時間	高校生等以下	1,130 1,150
			その他	2,260 2,300
		30分	照明設備全灯	3,370 3,430
		照明設備減灯	1,960 2,000	
	第1・第2屋内 練習場	1時間	高校生等以下	570 580
			その他	1,720 1,750
照明設備			560 570	
市民プール	専用使用	1時間	全面	18,340 18,680
			1コース(25m)	2,230 2,270
小真木原テニスコート		1面 1時間	高校生等以下	180
			その他	540 550
		1面30分	照明設備	270 280

※料金欄 上段:現行 下段:改定後 一行の場合は変更なし

鶴岡市体育施設料金 一覧（抜粋）令和元年10月1日施行

※ アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の一般的な専用使用料金です。照明以外の設備使用料（冷暖房、放送など）及び会議室など諸室の使用料は別に定めがあります。

※ 使用目的（営利目的、スポーツ以外の利用など）により割増料金をいただく場合があります。

※ 使用者の区分、使用目的により使用料を減免される場合があります。

5-2

施設名		単位時間	区分	料金(円)
小真木原スケート場	専用使用	1時間	中学生以下	3,080
				3,140
			高校生等	4,630
				4,710
			その他	7,710
			照明設備	7,860
				2,240
				2,290
小真木原相撲場		1時間	高校生等以下	240
				250
			その他	740
				750
			照明設備	260
				270
東部運動広場 大山運動広場		全灯30分		1,560
				1,600
藤島体育館	アリーナ	1時間	高校生等以下	270
				280
			その他	820
				830
		照明設備	1,130	
			1,150	
	屋内運動場	1時間	高校生等以下	150
その他			460	
照明設備			450	
			460	

施設名		単位時間	区分	料金(円)	
藤島体育館	軽スポーツ ルーム	1時間	高校生等以下	140	
			その他	410	
				420	
ふれあいと躍動の広場	グラウンドゴルフ 場	1コース 1時間	高校生等以下	510	
				520	
			その他	1,020	
				照明設備	1,040
					340
	テニスコート	1面1時間	高校生等以下	140	
			その他	410	
羽黒体育館	アリーナ	1時間	高校生等以下	270	
				280	
			その他	820	
				830	
			照明設備	1,130	
				1,150	
羽黒テニスコート		1面1時間	高校生等以下	140	
			その他	410	
				1面30分	照明設備
				280	
羽黒体育センター		1時間	高校生等以下	150	
			その他	460	
			照明設備	470	
				110	

※料金欄 上段:現行 下段:改定後 一行の場合は変更なし

鶴岡市体育施設料金 一覧（抜粋）令和元年10月1日施行

※ アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の一般的な専用使用料金です。照明以外の設備使用料（冷暖房、放送など）及び会議室など諸室の使用料は別に定めがあります。

※ 使用目的（営利目的、スポーツ以外の利用など）により割増料金をいただく場合があります。

※ 使用者の区分、使用目的により使用料を減免される場合があります。

5-3

施設名		単位時間	区分	料金(円)	
櫛引スポーツセンター	アリーナ	1時間	高校生等以下	270	
				280	
			その他	820	
				照明設備	830
					1,130
					1,150
	武道場	1時間	高校生等以下	100	
			その他	300	
			照明設備	310	
				220	
				230	
クレーコート	1時間	高校生等以下	150		
		その他	460		
		照明設備	470		
				340	
櫛引総合運動公園	陸上競技場	1時間	高校生等以下	250	
			その他	260	
					510
					520
	多目的広場	1時間	高校生等以下	250	
			その他	260	
					510
					520
	野球場	1時間	高校生等以下	250	
その他			260		
照明設備			510		
				520	
				4,280	
				4,360	

施設名		単位時間	区分	料金(円)	
朝日スポーツセンター	アリーナ	1時間	高校生等以下	220	
				230	
			その他	660	
				照明設備	680
					770
					780
	運動場	1時間	高校生等以下	250	
			その他	260	
			照明設備	510	
				520	
				3,120	
				3,200	
テニスコート	1面1時間	高校生等以下	140		
		その他	410		
	1面30分	照明設備	270		
			280		
温海総合運動場	グラウンド	1時間	高校生等以下	250	
			その他	260	
					510
					520
		30分	照明設備	1,560	
				1,600	
温海湯見ヶ代運動場	テニスコート	1面1時間	高校生等以下	140	
			その他	410	

※料金欄 上段:現行 下段:改定後 一行の場合は変更なし

鶴岡市体育施設料金 一覧（抜粋）令和元年10月1日施行

※ アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の一般的な専用使用料金です。照明以外の設備使用料（冷暖房、放送など）及び会議室など諸室の使用料は別に定めがあります。

※ 使用目的（営利目的、スポーツ以外の利用など）により割増料金をいただく場合があります。

※ 使用者の区分、使用目的により使用料を減免される場合があります。

5-4

施設名	単位時間	区分	料金(円)	
トレーニングルーム 小真木原総合体育館 藤島体育館 羽黒体育館 櫛引スポーツセンター	一般使用	中学生	100	
		高校生等	150 160	
		その他	310 320	
	回数券	11回券	中学生	1,000
			高校生等	1,500 1,600
			その他	3,100 3,200
	年間パス券	1年間	中学生	2,000
			高校生等	3,000 3,200
			その他	6,200 6,400
個人使用 小真木原陸上競技場	一般使用	中学生以下	70	
		高校生等	110	
		その他	220	
	回数券	20回券	中学生以下	770
			高校生等	1,100
			その他	2,200

施設名	単位時間	区分	料金(円)
個人使用(小真木原総合体育館・小真木原野球場・藤島体育館・羽黒体育館・櫛引スポーツセンター・朝日スポーツセンター)	一般使用	1人1回 2時間まで	中学生以下 60
			高校生等 110
			その他 220
個人使用 市民プール	一般使用	1人1回	小中学生 180
			高校生等 380
			その他 480 490
	回数券	10回券	小中学生 1,620
			高校生等 3,420
			その他 4,320 4,410
個人使用 小真木原スケート場	一般使用	1人1日	中学生以下 200 210
			高校生等 310 320
			その他 520 530
個人使用(朝陽武道館)	一般使用	1人1回 2時間まで	中学生以下 60
			高校生等 110 120
			その他 220 230

※料金欄 上段:現行 下段:改定後 一行の場合は変更なし

鶴岡市体育施設料金 一覧（抜粋）令和元年10月1日施行

※ アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の一般的な専用使用料金です。照明以外の設備使用料（冷暖房、放送など）及び会議室など諸室の使用料は別に定めがあります。

※ 使用目的（営利目的、スポーツ以外の利用など）により割増料金をいただく場合があります。

※ 使用者の区分、使用目的により使用料を減免される場合があります。

5-5

施設名	単位時間	区分	料金(円)
鶴岡第二中学校屋外運動場照明施設、 鶴岡第四中学校屋外運動場照明施設	30分	全灯	1,560 1,600
		2分の1灯	780 800
櫛引中学校屋外運動場照明施設	30分	4基	290 300
		3基	220

施設名	単位時間	区分	料金(円)
藤島農村環境改善センター	17:00~22:00	夜間	2,800
			2,900
	9:00~22:00	全日	4,800
			4,900
	9:00~22:00	全日	2,700
			2,800
	9:00~22:00	全日	2,500
			3,100
	17:00~22:00	夜間	3,200
			5,600
9:00~22:00	全日	5,700	
		2,500	
22:00~翌日9:00	高校生以下	260	
		その他(大人)	520
藤島運動広場夜間照明設備	30分	200ルックス	2,160 2,200
		100ルックス	1,080 1,100

※料金欄 上段:現行 下段:改定後 一行の場合は変更なし